

## 中心地域（都市核）活性化施策調査特別委員会 中間報告

中心地域活性化施策 調査 特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会は、委員12人で構成し、「中心市街地の活性化施策に関すること」、「岩国錦帯橋空港の利活用施策に関すること」、「その他、都市核の現状と課題のうち、特別委員会が必要と認めるもの」についての調査を行うことを目的として、本年6月27日、市議会本会議の議決を得て設置されたものであります。

第1回目の委員会は、8月9日に開催し、具体的な調査項目として、「岩国錦帯橋空港の利活用」、「幹線道路の整備」、「中心市街地の活性化」、「愛宕山医療・防災のまちづくり」、「川下地域のまちづくり」、「交通体系の整備」、「企業誘致の促進」、「錦帯橋周辺の歴史まちづくり」、以上8項目を決定し、各調査項目について、「現状を把握するための資料」を要求いたしました。

第2回目の委員会は、9月27日に開催し、提出された資料に基づき、市当局から説明を受け、その後、質疑応答を行いました。なお、その際に、「現状を数値的に示す資料」の追加提出を要求いたしました。

第3回目の委員会は、10月24日に開催し、8つの調査項目のうち、優先的に調査すべき項目について協議し、「中心市街地の活性化」、「愛宕山医療のまちづくり」、「岩国錦帯橋空港の利活用」、以上3項目から調査をしていくことを決定し、同日、中心市街地の活性化についての調査を行いました。

第4回目の委員会は、11月15日に開催し、愛宕山医療のまちづくりについて、及び岩国錦帯橋空港の利活用についての調査を行いました。

市当局に対する質疑応答の後、委員間で意見交換を行い、その結果、「中間報告書を作成すること」、「中間報告書には、3つの項目について、課題や問題点を委員会として認識した上で、その対応策について、提言を行うこと」を決定しました。

第5回目の委員会は、12月6日に開催し、委員の意見を基に作成した中間報告書の案を協議、決定し、その結果、「本会議で中間報告を行うこと」を決定しました。

中間報告書につきましては、本日、全議員のお手元に配付をさせていただいておりますので、その概要について説明をさせていただきます。

「中心市街地の活性化」の調査において、岩国駅周辺地域は、中心市街地として、その活性化に努めるべきであること、その活性化のために、現在、基本計画を策定中であり、国の認定を得るための調整を行っていること、その主要事業の実施のため、都市交通戦略協議会、市民ワーキング、デザイン会議など、各種の会議を行っているが、事業が個別対応となっているため、今後、早急に基本計画を策定し、国の認定を得ることが課題となっているとの認識をしました。

その結果、今後とも関係機関、関係団体、さらには住民の合意を得ながら、中心市街地の活性化施策の実現に努力しなければならないこと、そのためには、住民の理解を得ること、岩国駅東西の広場の整備において、バス・タクシーの待機場所、一般用駐車場、JR利用者送迎場所、駐輪場、バイク駐車場、障害者にも配慮した駐車場の配置など、事業の実施までには、住民、特にJR利用者の意見を聞いて、実施計画に反映させるよう配慮すること、今後、本特別委員会からの提言を踏まえて、再検討を行うよう、委員会として提言することとしました。

次に、「愛宕山医療のまちづくり」について、愛宕山地域開発事業は、基地沖合移設にあわせ、新たな住宅用地を開発するために開始されたが、平成20年度に事業中止となったこと、その後、大きな方針転換がされ、愛宕山地域開発用地の中で、現在、山口県住宅供給公社が所有している15ヘクタールについては、今年度中に山口県の支援を受けながら、医療センター用地、消防防災センター用地として、岩国市が買い取る予定となっていること、医療センター用地は、有償で貸し付ける予定であること、また、開発によって統合整理された岩国市の所有地（約2.1ヘクタール）は、駐車場などに利用する目的で、医療センターに貸し付ける予定となっていること、市長が山口県知事と協議し、愛宕山地域開発用地についての最終方針を定めたということを実況として認識はするが、住民説明会においても、さまざまな意見が出ているように、今後も引き続いて調査を続けていく必要があること、愛宕山地域開発事業が中止になった後、本市としても、事業跡地の転用、特に医療・防災のまちづくりは、重大な課題となっているとの認識をしました。

その結果、今回の意思決定は、岩国市にとって、重大な意味を持つ選択であり、責任を持った対応をする必要があるとの意見があり、愛宕山地域開発事業は、今後とも、責任をもった対応をするよう努めること、愛宕山地域開発事業開発跡地のうち、本市がまちづくりエリアとしている4分の1の区域について、特に、開発によって生じた本市の所有地は、周辺住民が利用していた里道や水路などを集積したものであり、その利用については、住民の理解を得るよう努めることを、委員会として提言することとしました。

次に、「岩国錦帯橋空港の利活用」について、岩国錦帯橋空港は、平成22年度から国土交通省と岩国空港ビル株式会社により、約60億円の整備費と3カ年の期間をかけ整備され、平成24年度中に開港予定となっていること、開港後は、全日本空輸株式会社の羽田便を1日4往復で就航させる方針となっていることを、現状として認識はするものの、課題としては、1日4往復の運行時刻は調整中であること、空港ビル株式会社から中・長期的な事業計

画が示されていないこと、幹線道路や、シティ電車などの公共交通機関など、空港までの交通アクセスの整備も早急に対応すべきこと、官民一体となった空港の利活用促進を図ることなどがあげられました。

その結果、「民間空港の再開」は、市民の長年の悲願であり、岩国市として、関係機関との調整や民間との密接な連携により、円滑な利活用の促進に努め、現在、想定している利用者の確保により、空港の安定的な運営につながるよう努力しなければならないこと、そのためには、1日4往復の運行時刻は、利用者が利用しやすい時刻とすること、あわせて、最終到着便は、岩国に駐機整備をして、翌日の羽田行き始発便として運行すること、空港の再開にあわせ、岩国南道路、岩国大竹道路、県道岩国大竹線などの幹線道路の整備を進めるとともに、アクセス道路としての昭和町藤生線などの整備を早急に進めること、空港の再開にあわせ、シティ電車の南伸など、公共交通機関の整備を進め、空港利用者の拡大を図ること、空港の利用促進は官民一体となって進めること、空港開港後は、海路、高速道路、鉄路、空路の利活用が可能なまちとして、新たな企業誘致に努めること、空港ビル株式会社の情報を収集し、開示することを、委員会として提言することとしました。

今回の中間報告書の概要は、以上であります。残された調査項目については、今後、調査を行っていくとともに、今回報告をした項目についても、引き続き調査を行っていく予定としております。

以上で、中心地域活性化施策調査特別委員会の中間報告を終わります。